

滋賀県公共図書館協議会図書館資料相互貸借規約

(趣旨)

第1条 この規約は、滋賀県公共図書館協議会に加入する公共図書館間において必要とする資料を提供することを目的に行う相互貸借について定めるものとする。

(貸借資料の範囲)

第2条 相互貸借を行う資料の範囲は、貸出し館の所蔵する全ての資料を対象とする。ただし、特別な事情のあるときは、貸出し館の事情を尊重し、関係館の協議によるものとする。

2 貸出し館は申込みを受けた資料の貸出しが困難なときは、複写にかえることができる。

(資料の利用)

第3条 相互貸借により借り受けた資料の利用は、借受け館の利用に関する規定によるものとする。ただし、貸出し館は必要があるときは、貸出し資料の利用について指示することができる。

(貸出し資料の数)

第4条 相互貸借で貸出しできる資料の点数は制限しない。

(貸出しの期間)

第5条 資料の貸出し期間は貸出し日から6週間とする。ただし、貸出し館は必要があるときは、その期間を短縮することができる。

2 貸出しの期間は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の趣旨に則り、関係館の協議により6週間を超えて運用することができる。

(貸借の手続き)

第6条 借受けの申込みは相互貸借システムによって行う。ただし、特別な事情のあるときは、他の方法で申し込むことができる。

(資料の受渡し)

第7条 資料の受渡しは、直接手渡し、滋賀県立図書館の協力車または郵送によって行う。ただし、貸出し館は必要があるときは、その方法を指定することができる。

(貸出しに要する経費)

第8条 資料の借受け、返納に要する経費、および貸出しが困難なため複写にかえたときの経費は、借受け館が負担する。

(借受け館の責任)

第9条 借受け資料については借受け館が一切責任を負う。

2 借受け館は借受け資料について亡失または損傷があったときは、貸出し館の利用に関する規定に従い弁償しなければならない。

(他の施設への貸出し)

第10条 第1条に規定する以外の施設から相互貸借の申込みがあったときは、この規約を準用する。

第11条 この規約によって処理できないときは、関係館の協議によるものとする。

付則

この規約は、昭和58年1月1日から施行する。

付則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。